

こどもの権利擁護体制整備促進事業
実証団体公募要領

1. 背景

令和5年12月に閣議決定されたこども大綱において、「こどもの権利が侵害された場合の救済機関として、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関の実態把握や事例の周知を行い、取組を後押しする」こととしている。

これを踏まえ、令和6年度及び7年度に、地方公共団体が設置するオンブズパーソン等の相談救済機関（以下「こどもの相談救済機関」という。）に係る調査研究を実施した。その結果、国内の一部の自治体においては、こどもオンブズパーソンやこどもの権利擁護委員、こどもの権利救済委員などを伴ったこどもの相談救済機関が既に設置され、こどもの権利擁護において重要な役割を果たしていることが確認された。その一方で、設置自治体が少数に留まっており、果たしている役割・機能が自治体によって多少異なっているほか、設置自治体においても、予算や人員の不足、認知度の低さなど、多くの課題を抱えているという実態が把握された。

2. 事業の概要

こどもの相談救済機関について、全国的な普及及び設置自治体数の拡大を図るべく、我が国の地方公共団体の実情に適合したこどもの相談救済機関の制度モデルの開発（以下「モデル開発」という。）を実施するとともに、地方公共団体における設置・運用に至る検討過程や、それらに係る制度面、財政面、実務面等の諸課題を整理することを目的とする。

本事業を実施する団体（以下「実証団体」という。）に対しては、別に委託されているこどもの権利擁護体制整備促進事業事務局（以下「事務局」という。）を通じて、相談救済機関の立ち上げに向けた検討事項や課題等に対する有識者からの助言や先行事例等の情報提供、調整・解決支援などの伴走支援を行うとともに、立ち上げ準備などに必要な一定経費の支弁を行う。

3. 実証団体の公募

本事業の実施にあたり、以下の事項を行う実証団体の公募を行う。

(1) 相談救済機関の設置

本事業の伴走支援を活用し、令和8年度中にこどもの相談救済機関を設置し、相談受付を開始する。

(2) 関係者への定期報告・協議対応

こどもの相談救済機関の設置に向けた事業の進捗に関して、実証団体とこども家庭庁、及び事務局との間で、最低でも月に1回程度、定期的に打ち合わせを行う。

また、事務局が運営する有識者等関係者会議において設置・運用に至る検討の経過や、直面した制度面、財政面、実務面等の諸課題を報告する（年2～3回程度）。

(3) 報告書作成への協力

事務局が作成する予定の本事業の取組内容や成果をまとめた報告書について、報告書作成に必要な情報の共有、求めに応じて資料の提供を行う。

4. 応募に関する諸条件

実証団体への応募者（以下「応募団体」という。）は、次の条件を全て満たす団体であることとする。

- (1) 都道府県もしくは市区町村（事務組合や広域連合での応募も可）。
- (2) こどもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例がすでに制定されている、あるいは令和8年8月までに制定の目途が立っている。
- (3) 令和8年12月までに相談救済機関の設置及び運用を開始する予定である。

5. 事業期間

実証団体として選定された日から令和9年3月10日とする。

6. 応募団体の評価

(1) 評価の方法

実証団体の採択については、こども家庭庁において、上記「4. 応募に関する諸条件」に該当する旨を確認した後、申請書の内容について書類評価及び必要に応じてヒアリングを行い、的確かつ効果的にモデル開発を担うことができると認められる応募団体を実証団体として選定する。なお、評価は非公開にて実施する。

(2) 評価の視点

- ① 事業計画が事業目的に合致しているか。
- ② モデル開発への貢献が認められるか。（事業内容の理解度・長期的なビジョン、設置・運用に至る検討の過程等が他自治体の取組の参考となりそうか。）
- ③ 事業目的、内容に対し、事業スケジュールは具体的かつ妥当なものになっているか。
- ④ 事業を遂行するために必要な根拠（人員、経験、設備、資金）が示されているか。

(3) 評価結果の通知

令和8年5月29日(金)までに事務局を通じて連絡する。

7. 本事業に係る事業経費の支弁について

本事業に係る事業経費の支弁については、1,000千円を目安とし、対象とする経費は本事業の実施に必要な、非常勤職員手当、諸謝金、旅費、消耗品費、印刷製本費、会議費、備品費(図書)、委託費(これら費用に関するもの)を想定している。目安額を超える場合や上記区分に当てはまらない経費については、支弁の対象とする必要性等を踏まえ、協議により対象範囲を決定する。

なお、事業経費の支弁は事務局から行うため、選定された実証団体は事務局に対し、対象となる経費の執行状況の報告や証左の提出を行う。

8. 応募方法等

(1) 申請書の作成

申請書は、以下の(ア)～(オ)の項目立てで作成すること(別紙 参考様式)。

(ア) 担当者・連絡先

(イ) 応募団体の概要(人口規模、組織体制図)

(ウ) こどもの権利を保障し、それに関する施策を推進することを主たる目的とした条例の制定状況

※条例(未制定の場合は条例案)を別紙として添付すること。

(エ) 具体的な事業内容

- ・相談救済機関の設置に向けた検討状況
- ・事業計画及びスケジュール
- ・相談救済機関の設置形態及び構成イメージ
- ・現在認識している課題や期待する支援等

(オ) 事業に係る費用積算(以下の図表1の項目)

図表1 事業に係る費用積算の作成項目

区分	支出予定額	備考(摘要)
非常勤職員手当		
諸謝金		
旅費		
消耗品費		
印刷製本費		
会議費		
備品費(図書等)		

委託費		
-----	--	--

※上記区分に当てはまらない場合には区分を新設のうえ作成すること。

(2) 提出方法

応募を希望する者は、(4)に記載の事務局宛に、メールにて申請書を提出すること。

(3) 提出期限

令和8年5月20日(水)17時必着

(4) 提出先・問い合わせ先

こどもの権利擁護体制整備促進事業 事務局

(みずほ総合研究所 ソーシャルイノベーションコンサルティング部内)

電子メール：soudankyusai@mizuho-rt.co.jp

電話：03-5281-5404 (平日10時-17時)

9. 説明会の開催

令和8年5月14日(木)14時にオンラインにて実施する。

説明会への参加希望者は8.(4)に記載の事務局宛に、5月13日(水)17時までに申し込みを行うこと。追って事務局からURLを案内する。

なお、本事業への応募にあたり説明会への参加は必須ではない。

以上